

## 新潟県病院局管理規程第14号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月18日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～6（略）	1～6（略）
7 セカンドオピニオン料	7 セカンドオピニオン料
<u>(1) 対面実施の場合</u>	<u>(1) がんセンター新潟病院</u>
<u>ア がんセンター新潟病院</u>	<u>1件につき 16,500円</u>
<u>1件につき 16,500円</u>	<u>(2) (1)以外の場合 1件につき 11,000円</u>
<u>イ ア以外の場合 1件につき 11,000円</u>	
<u>(2) オンライン実施の場合</u>	
<u>1件につき 33,000円</u>	
8～39（略）	8～39（略）
備考（略）	備考（略）

### 附 則

- この規程は、令和5年4月19日から施行する。
- 改正後の規程は、令和5年4月19日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。